

～中国での駐在員処遇体系再確認～

中国における個人所得税法改定と 駐在員給与への影響と対応

- 日 時 2019年2月27日(水) 14:00～17:00
- 会 場 東京・平河町・厚生会館5階「青竹の間」TEL:03-3264-1241
- 講 師 上海邁伊茲會計師事務所有限公司浦西事務所 JapanDesk 公認会計士 平野 昭則氏

1. 中国の個人所得税の概略
 - (1) 納税義務者と課税範囲
 - (2) 所得の種類
 - (3) 課税所得額と税額の計算
 - (4) 日本との相違
2. 中国の個人所得税改正点
 - (1) 改正内容の概略
 - (2) 条文解説
3. 駐在員給与に与える影響と対応
 - (1) 改正が与える影響
 - (2) 対応すべき事項
4. 質疑応答

【開催趣旨】

2018年8月31日に全国人民代表大会常務委員会で個人所得税の改正法案が決議されました。この改正法案は2019年1月1日から全面適用されます。今回の改正点の内容がどのようなものなのかを早く知りたいという要望にお応えし、実施条例が出るであろうタイミングに合わせて開催することになりました。

改正点の解説とともに、今回の改正が、数多くの駐在員を派遣している現地法人の経営にどのような影響を与えるのか、また、どのような対策を講じる必要があるのかなど改正点を確認しながら理解していきます。

【講師紹介】

平野 昭則氏、公認会計士
1991年に大手監査法人に入所し、大手流通業・人材派遣業・公開準備企業の監査に従事。2005年5月から2009年7月まで天津事務所にて駐在し、監査・税務・コンサルティングサービスと幅広く現地法人にサービスを提供し、2014年7月退所後、個人事務所を開業し、日本に所在する台湾の子会社の税務顧問や台湾の連結子会社のパッケージレビューなどに従事した後、2018年6月株式会社マイツに入社し8月より上海マイツに転出、現在に至る

●受講料●1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。
(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)
- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。
- 本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 福山 E-mail: fukuyama@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F
TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

182189-0509		2019.2.27	
申込書	中国における個人所得税法改定と駐在員給与への影響		
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】 お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。